

第15.2章 豚コレラ (改正案)

-概要-

豚コレラ^{家畜伝染病}とは

- ✓ 豚コレラウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病
- ✓ 強い伝染力と高い致死率が特徴
- ✓ 感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄
- ✓ 感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大
- ✓ 初期は食欲不振、高熱などが見られ、その後便秘に次ぐ下痢、神経症状などが見られる
- ✓ 末期は皮膚紫斑(皮下出血によって生じる紫色の斑点)を示し死亡する



【皮膚紫斑】

(出典:動物衛生研究部門)

改正案の経緯と予定

- ✓ 本章の最終更新は、2013年5月に豚コレラがOIEの定める公式認定清浄ステータスの対照疾病となった際
- ✓ その後の各国からの意見や、他の章で行われた改正に併せて修正

改正案のポイント その1

- ✓ 豚コレラの発生の定義において、「臨床症状の有無にかかわらず、疫学的に関連ある豚から抗原又はRNAが検出された場合」としていたものを、「臨床症状もしくは病理所見を呈する又は疫学的に関連ある豚から抗原又は核酸が検出された場合」に変更
- ✓ 潜伏期間について、「2日から14日であり、感染性を有する期間は5日から14日であるが、慢性の場合は3ヶ月に及ぶこともある」としていたものを、単に、14日に変更

改正案のポイント その2

- ✓ 「ステータスを決定する基準を満たす場合、野生豚でのCSFの通報を受けて、家畜豚の物品に対し、貿易禁止措置を課さないものとする」との記述を、「本章関連条に従う場合、ステータスを決定する基準を満たす国からは、当該国が野生豚のCSFを報告した場合でも家畜豚の物品を安全に貿易することができる」に変更
- ✓ と畜するために、国内の汚染地域又は封じ込め地域から清浄地域に家畜を移動する際の条件を新設
- ✓ 野生豚を輸入する際の条件の一つである隔離期間を、40日から28日に変更

改正案のポイント その3

- ✓ 家畜豚由来の精液及び受精卵の輸入条件の変更
- ✓ 公的管理プログラムが存在するCSF非清浄の国・地域からの、飼育豚の生鮮肉の輸入条件の新設
- ✓ 個別に条件が定められている物品以外の豚由来産物の輸入条件を新設
- ✓ 肉、獣毛、堆肥の中のCSFVの不活化方法の変更

改正案(第15.2章)の構成

第1条	総則 (宿主、発生定義、潜伏・感染期間、等)
第2～4条	清浄国、清浄地域及び清浄コンパートメント
第5条	封じ込め地域
第6条	清浄ステイタスの回復、
第6bis～21bis条	輸送・輸入に係る条件
第22～25条	ウイルス不活化方法
第26～32条	サーベイランス

封じ込め地域:疫学的要素及び調査結果を考慮して、嫌疑のある又は汚染した飼育施設の周辺及びそれを含む明瞭な地域であって、当該感染のまん延を予防するための管理措置が適用されている場所をいう。(出典:コード用語集)

第1条 総則(抜粋)

追加、削除

陸生コードにおいては、豚コレラ(CSF)は、CSFVによる豚の感染と定義される。

以下の各号のいずれかが満たされた場合には、CSFV感染が発生したことを意味する。

1. (省略)

2. CSFを示唆する臨床症状 又は病理学的病変を呈している豚か ~~否かにかかわらず~~、又はCSFが確定した若しくは疑われる発生と疫学的に関連すると考えられる又はCSFVにあらかじめ関係した若しくは接触した疑いが持たれる 一頭以上の豚の試料中に、ウイルス抗原又はCSFVに特異的な核酸(ワクチン株を除く)が同定 検出されている 又はCSFVの一株に特異的なウイルスリボ核酸(RNA)が存在することが立証されている。

3. (省略)

第1条 総則(抜粋)

追加、削除

陸生コードにおいては、潜伏期間は14日であるものとする。出生前にCSFVに被爆した豚は、出生時に症状を示さず、生涯を通じて持続的に感染し、~~疾病の症状を発現するまでに数ヶ月の潜伏期間がある~~する場合がある。~~出生後に被爆した豚では、潜伏期間は2から14日であり、感染性を有する期間は感染後通常5から14日であるが、慢性感染の場合には、3ヶ月に及ぶこともある。~~

第1条 総則(抜粋)

追加、削除

~~加盟国は、次条が満たされている場合には、野生及び野生化豚でのCSFV感染の通報を受けて、家畜及び飼育野生豚の物品に対し、貿易禁止措置を課さないものとする。~~

本章関連条に従う場合には、第15.2.2条の規定に従う国からは、当該国が野生又は野生化豚のCSFV感染を報告した場合においても家畜又は野生飼育豚の物品を安全に貿易することができる。

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(1/9)

○と畜場直行家畜に係る基準

条項	対象物品	由来	農場・飼養等条件	と畜施設の条件	と畜時検査	輸送条件	加工条件
6bis	豚:清浄地域内の直近と畜場直行	発生地域	移動前最短30日間、導入なし、豚コレラの臨床症状を示す動物なしの農場で飼養。移動前最短3ヶ月、出荷元施設で飼養。 最短3ヶ月間農場の半径10km内で発生なし	生鮮肉の輸出停止	と畜前後の検査で異常なし	事前洗浄及び消毒、獣医当局の監視、直行、事後消毒	肉:23条に従って処理 その他製品:22条、24条～25ter条に従って処理
6ter	豚:清浄地域内の直近と畜場直行	封じ込め地域(第15.2.5条の要件に従う)		生鮮肉の輸出停止	と畜前後の検査で異常なし	事前洗浄及び消毒、獣医当局の監視、直行、事後消毒	肉:23条に従って処理 その他製品:22条、24条～25ter条に従って処理

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(2/9)

○輸入に係る基準

条項	対象物品	由来	証明要件		
			農場・飼養・施設等条件	臨床	検査
7	家畜及び飼育野生豚	清浄国、地域、コンパートメント	誕生以来又は最短3か月間、当該清浄国、地域又はコンパートメント内で飼養	発送日に臨床症状なし	CSFのワクチン非接種であること又はワクチンの接種を受けた豚と感染豚とを区別する方法がない場合には、ワクチン接種雌豚の子豚でないこと
8	家畜及び飼育野生豚	CSFに汚染していると見なされる清浄ではない国又は地域	誕生以来又は最短3か月間、当該清浄コンパートメント内で飼養又は 発送前28日間動物検疫所にて隔離	発送日に臨床症状なし	<u>隔離後最短21日目の試料のウイルス学的検査及び血清学的検査</u> CSFのワクチン非接種であること又はワクチンの接種を受けた豚と感染豚とを区別する方法がない場合には、ワクチン接種雌豚の子豚でないこと
9	野生豚、野生化豚	ステイタスによらない	移動前最短4028日間、動物検疫所で飼育隔離 発送前28日間動物検疫所にて隔離	発送日に臨床症状なし	隔離後最短21日目の試料のウイルス学的検査及び血清学的検査 ワクチンの接種を受けた豚と感染豚とを区別する方法がない場合には、ワクチン接種を受けていないこと

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(3/9)

条項	対象物品	由来	証明要件		
			農場・飼養・施設等条件	臨床	検査
10	家畜豚及び飼育野生豚の精液	清浄国、地域又はコンパートメント	<p>供与動物雄が誕生以来又は採取前最短3ヶ月間、CSF清浄の国、地域又はコンパートメントで飼育</p> <p>・第4.5.及び4.6章に従い収集、処理及び保管</p>	当該精液採取日にCSFの臨床症状なし	
11	家畜豚及び飼育野生豚の精液	CSFに汚染していると見なされる清浄ではない国又は地域	<p>・供与動物雄が誕生以来又は採取前少なくとも3ヶ月間、サーベイランスによってCSFの発生例が過去12ヶ月間ないことが証明された飼育施設CSF清浄コンパートメントで飼育</p> <p>・第4.5.及び4.6章に従い収集、処理及び保管</p>	採取日及びその後の40日間に臨床症状なし	<p>・採取当日の血液試料に対するウイルス学的検査採取最短21日後の試料の血清学的検査</p> <p>・ワクチン接種ありの場合、抗体がワクチン由来であることを最終的に証明</p> <p>・ワクチン接種ありの場合、採取当日の試料へのウイルス検査を行い、ウイルスゲノム陰性であることを最終的に証明</p>

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(4/9)

条項	対象物品	由来	証明要件		
			農場・飼養・施設等条件	臨床	検査
12	家畜豚の生体由来受精卵	清浄国、地域、コンパートメント	<ul style="list-style-type: none"> ・供与動物雌が誕生以来又は採取前少なくとも3ヶ月間、CSF清浄国、地域又はコンパートメントで飼育 ・第15.2.10及び15.2.11条の規定を満たす精子を使用 ・第4.7.及び4.9章に従い収集、処理及び保管 	採取日に臨床症状なし	
13	家畜豚の生体由来受精卵	CSFに汚染していると見なされる清浄ではない国又は地域	<ul style="list-style-type: none"> ・供与動物雄が誕生以来又は採取前少なくとも3ヶ月間、サーベイランスによってCSFの発生例が過去3ヶ月間ないことが証明された飼育施設CSF清浄コンパートメントで飼育 ・第4.5.及び4.6章に従い収集、処理及び保管 	採取日及びその後の40日間に臨床症状なし	<ul style="list-style-type: none"> ・採取当日の血液試料に対するウイルス学的検査 採取最短21日後の試料の血清学的検査 ・ワクチン接種ありの場合、抗体がワクチン由来であることを最終的に証明 ・ワクチン接種ありの場合、採取当日の試料へのウイルス検査を行い、ウイルスゲノム陰性であることを最終的に証明

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(5/9)

条項	対象物品	由来	証明要件		
			農場・飼養・施設等条件	検査	輸送条件
14	家畜豚及び飼育野生豚の生鮮肉の輸入	清浄国、地域、コンパートメント	<p>当該動物豚が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清浄国、地域、コンパートメントで飼育、又は ・15.2.7条15.2.8条に従い輸入 	<p>と畜場／食肉処理場で第6.2章に従いと畜前及びと畜後検査を受けて、<u>GSFを示唆するいかなる徴候もないことが認められたこと良好な結果であること。</u></p>	
14bis	飼育豚の生鮮肉	<p><u>公的管理プログラムが存在するCSF非清浄の国又は地域</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第15.2.8条の規定に従う豚由来</u> ・<u>と畜場は輸出施設として公的に指定を受けていること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>と畜前の消毒から発送までの間、CSFウイルスが発見されないこと</u> ・<u>と畜前後の検査を受けて良好な結果であること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事前洗浄及び消毒、輸出要件を満たさない他の豚との接触なし、と畜場直行</u> ・<u>当該生鮮肉のCSFVの汚染源との接触を回避するのに適切な措置が、加工後採られていること。</u>
15	野生豚及び野生化豚の生鮮肉	ステイタスによらない		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>認可された検査センターにおいて、と畜後の検査を受けてGSFを示唆するいかなる徴候もないことが認められたこと良好な結果</u> ・<u>動物毎に試料が採取されCSFのウイルス学的検査及び血清学的検査</u> 	

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(6/9)

条項	対象物品	由来	証明要件		
			農場・飼養・施設等条件	臨床検査	輸送条件
16	飼料への利用、農業若しくは工業利用又は薬学若しくは医学利用を目的とする豚の肉及び肉製品	第15.2.14条、 <u>第15.2.14bis条</u> 又は15.2.15条 の要件を満たす生鮮肉のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医当局による輸出用施設の認可 ・第15.2.14条、<u>第15.2.14bis条</u>又は<u>15.2.15条</u>の要件を満たす肉のみを処理 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・獣医当局による輸出用施設の認可 ・第15.2.23条の手順の1つに従う<u>い</u> <u>GSFVが殺滅されることを保証する</u>加工 		加工後、CSFVの汚染源との接触を回避するのに <u>必要適切</u> な措置

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(7/9)

条項	対象物品	由来	証明要件		
			農場・飼養・施設等条件	臨床検査	輸送条件
17	飼料への利用を目的とする生鮮肉に由来しない豚産物	—GSF清浄の国、地域又はコンパートメントの家畜豚及び飼育野生豚	獣医当局による輸出用施設の認可		
			獣医当局による輸出用加工施設の認可 GSFVが殺滅されることを保証する加工		加工後、GSFVの汚染源との接触を回避するのに必要な措置
18	農業又は工業利用を目的とする生鮮肉に由来しない豚産物	—GSF清浄の国、地域又はコンパートメントの家畜豚及び飼育野生豚	獣医当局による輸出用加工施設の認可		
			獣医当局による輸出用加工施設の認可 GSFVが殺滅されることを保証する加工		加工後、GSFVの汚染源との接触を回避するのに必要な措置

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(8/9)

条項	対象物品	由来	証明要件		
			農場・飼養・施設等条件	臨床検査	輸送条件
19	獣毛	CSF清浄の国、地域又はコンパートメントの家畜豚及び又は飼育野生豚	獣医当局による輸出用加工施設の認可		
			<ul style="list-style-type: none"> 輸獣医当局による輸出用加工施設の認可 第15.2.25bis条に従うGSFVが殺滅されることを保証する加工、 		加工後、CSFVの汚染源との接触を回避するのに必要適切な措置
20	豚の使用済寝わら及び堆肥	CSF清浄の国、地域又はコンパートメントの家畜豚及び又は飼育野生豚	輸獣医当局による輸出用加工施設の認可		
			<ul style="list-style-type: none"> 輸獣医当局による輸出用加工施設の認可 第15.2.25ter条に従うGSFVが殺滅されることを保証する加工 		加工後、CSFVの汚染源との接触を回避するのに必要適切な措置

第6bis条～第21bis条 輸入に係る基準(9/9)

条項	対象物品	由来	証明要件			
			農場・飼養・施設等条件	臨床	検査	輸送条件
21	豚の皮及び狩猟記念品	CSF清浄の国、地域又はコンパートメントの家畜豚及び又は飼育野生豚	獣医当局による輸出用加工施設の認可			
			獣医当局による輸出用加工施設の認可 <u>第15.2.25ter条に掲げる手順のひとつに従うCSFVが殺滅されることを保証する加工</u>			加工後、CSFVの汚染源との接触を回避するのに <u>必要適切</u> な措置
21bis	その他の豚由来産物	<u>CSF清浄の国、地域又はコンパートメントの家畜豚又は飼育野生豚</u>	獣医当局による輸出用加工施設の認可			
			獣医当局による輸出用加工施設の認可 <u>第15.2.25ter条に掲げる手順のひとつに従う加工</u>			加工後、CSFVの汚染源との接触を回避する <u>のに適切な措置</u>

第22条 残飯中のCSFV不活化方法

追加、削除

残飯中のCSFV不活化のため、以下の各号の方法のいずれかひとつが使用されるものとする。

- 1) 当該残飯は、継続的に攪拌しながら、少なくとも90℃の温度で、少なくとも60分間維持される~~ものとする~~。
- 2) 当該残飯は、絶対圧力3気圧下、少なくとも121℃の温度で、少なくとも10分間維持される~~ものとする~~。
- 3) 当該残飯はCSFVを不活化させることが証明されている適切な処理を受ける。

第23条 肉中のCSFV不活化方法

追加、削除

肉中のCSFV不活化のため、以下の各号の方法のいずれかひとつが使用されるものとする。

1. 加熱処理

肉は、以下の各号の処理のいずれかひとつを受けるものとする。

- a) Fo値3.00以上の密閉容器による加熱処理
- b) 当該肉全体が少なくとも30分間最低70°Cの温度に達する加熱処理

2. 自然発酵及び熟成

当該肉は、以下の各号のいずれかの特性を有する自然発酵及び熟成からなる処理を受けるものとする。

- a) $A_{w_{aw}}$ 値が0.93未満
- b) pH値が6.0未満

~~ハム及びロースンは、それぞれ、少なくとも190日間及び140日間の自然発酵及び熟成を経るものとする。~~

第23条 肉中のCSFV不活化方法

追加、削除

3. 乾塩漬豚肉

~~a) イタリアンスタイルの骨付きハムは、最短で313日間、塩漬及び乾燥されるものとする。~~

~~b) スパニッシュスタイルの骨付き豚肉は、イベリアハムの場合には最短252日間、イベリア肩肉の場合には最短140日間、イベリアローインの場合には最短126日間及びセラーノハムの場合には最短140日間、塩漬及び乾燥されるものとする。~~

肉は最短で6ヶ月間、塩漬及び乾燥されるものとする。

第25bis条 獣毛中のCSFV不活化方法

追加、削除

工業利用される獣毛中のCSFVの不活化のため、当該獣毛は少なくとも30分間は煮沸されるものとする。

第25ter条 豚の寝わら及び堆肥中のCSFV不活化方法

豚の寝わら及び堆肥中のCSFV不活化のために、次の各号の方法のいずれか一つが使用されるものとする。

- 1) 最低でも55°Cで、少なくとも1時間の湿熱処理がなされること
- 2) 最低でも70°Cで、少なくとも30分間の湿熱処理がなされること

論 点

- 発生の定義を、「臨床症状もしくはは病理所見を呈する又は疫学的に関連ある豚から抗原又は核酸が検出された場合」に変更することについて
- 潜伏期間を14日とすることについて
- 野生豚を輸入する際の隔離期間の条件を、40日から28日に変更することについて
- 公的管理プログラムが存在するCSF非清浄の国・地域からの、飼育豚の生鮮肉の輸入条件の新設について